

佐賀市公共事業評価監視委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀市公共事業評価実施要綱（平成18年6月27日施行。以下「実施要綱」という。）第7条第1項の佐賀市公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 実施要綱第3条の規定に基づき事業評価の対象となる事業について、詳細に審議すること。
- (2) 実施要綱第5条の規定に基づき各公共事業担当部局が策定した事業評価の案について、市長に提言すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公共事業の事業評価について、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、有識者及び市民代表のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、建設部建設監理課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。